

6近経第285号
令和7年 2月21日

和歌山県和歌山市加納460-6

角谷産業株式会社
代表取締役 角谷 利佳 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法の規定に違反し、和歌山県から指示処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成19年7月2日付け18林政第793号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和7年3月21日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和7年2月22日～令和7年3月21日（1ヵ月）

2 指名停止の理由

角谷産業株式会社は、和歌山市が発注した土木一式工事（楠見66号線道路改良工事その4）において、特定建設業者以外の建設業を営む者と4,500万円以上となる下請契約を締結したことに関し、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第7号に該当するとして、和歌山県から令和6年12月11日付けで、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。